

第879回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成28年4月14日（木）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第877回、第878回教育委員会会議録の承認について

4 第879回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

- (1) 損害賠償請求調停事件に係る調停成立について (総務課・高校教育課)
- (2) 職員の人事について (教職員課)
- (3) 「県下公立学校は学校教育法などの関係法令等を遵守して学校経営することを求める請願」への対応について (特別支援教育室)
- (4) 「宮城県立中学校社会科（歴史的分野）教科書採択に関する公開質問状」への対応について (高校教育課)

6 議 事

- 第1号議案 宮城県産業教育審議会専門委員の人事について (高校教育課)
- 第2号議案 宮城県社会教育委員の人事について (生涯学習課)

7 課長報告等

- (1) 平成29年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の実施について (教職員課)
- (2) 中1保護者向け資料「充実した中学校生活に向けて」について (義務教育課)
- (3) 平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について (高校教育課)
- (4) 気仙沼高等学校のスーパーグローバルハイスクール（SGH）指定について (高校教育課)
- (5) 交通遺児等教育手当支給要領の改正について (スポーツ健康課)
- (6) 平成27年度宮城県小・中・高等学校体力運動能力調査結果について (スポーツ健康課)

8 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧 (総務課)
- (2) みやぎの志教育 みやぎの先人集「未来への架け橋」授業実践事例紹介 (義務教育課)
- (3) 平成28年3月高等学校卒業者の就職内定状況について (高校教育課)
- (4) 宮城県図書館「第47回子どもの本展示会」 (生涯学習課)
- (5) 東北歴史博物館企画展「大白隠展」 (文化財保護課)
- (6) 宮城県文化財地図 (文化財保護課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言



2016年2月9日

宮城県教育委員会
教育委員長・教育長 殿

請願者

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合石巻分会
住所 大崎市古川旭1-2-28レオパレスあさひ204
戸田 慎一

1 県下公立学校は学校教育法などの関係法令等を遵守して学校経営をするこ
とを請願します。

第1 請願の趣旨

学校教育法第28条、76条等④では、「教諭は、児童生徒の教育を司る」と謳わ
れていますが、宮城県の公立学校では、法令通りの学校運営が行われていないとこ
ろがあります。

また、同法60条第4項・同84条⑤「実習助手は、実験又は実習について、教
諭の職務を助ける。」

県立学校の管理に関する規則第27条の4（実習教諭及び実習講師）第3項「実
習講師は実験又は実習について、教諭の職務を助け、あわせて実習助手の実務の指
導に当たる。」と謳われていますが、法令通りの学校運営が行われていないところ
があります。コンプライアンスに基づいた学校経営をするように求めます。

つきましては、下記の内容について、当局より適確な措置（調査、改善、人事異
動）がとられるべきことを請願します。

- (1) 学校教育法第28条、76条等④では、「教諭は、児童生徒の教育を司る」と謳わ
れています。しかし、石巻支援学校では、教諭でありながら、進路指導部長、同副
部長、地域支援部長、同副部長、副教務部長、各学部の副主事は定期的な授業を受
け持っていません。同法の趣旨に反する状況が続いている状態です。

上記について、当局より適確な措置（調査、改善）がとられるべきことを請願し
ます。宮城県立の支援学校の状況を調査して、当局より適確な措置（調査、改善）
がとられるべきことを請願します。

- (2) 同法60条第4項・同84条⑤では、「実習助手は、実験又は実習について、教諭の
職務を助ける。」

県立学校の管理に関する規則第27条の4（実習教諭及び実習講師）

第3項「実習講師は実験又は実習について、教諭の職務を助け、あわせて実習助
手の実務の指導に当たる。」と明記されています。しかしながら、石巻支援学
校では、実習助手、講師の方々2人は、教諭と同じく、各学級で担当の生徒を受け
持ち、学校の中での校務分掌も教諭と変わらず設定され、指導要録も書くことが例
年続いています。

上記の法律に従えば、実習助手、実習講師は実験、実習について教諭の職務を助
けるとなっていますが、明らかに法令違反の状態が続いています。

宮城県立の高校、支援学校に勤務している実習助手、実習講師の方々の勤務実態
を調査して、当局より適確な措置（調査、改善、人事異動）がとられるべきことを
請願します。

- (3) 上記の内容を教育委員の方々に説明する機会を求めます。

以上





宮城県教育委員会

委員長 伊藤 均 様

教育長 高橋 仁 様

教育委員 各位

宮城県立中学校社会科（歴史的分野）教科書採択 に関する公開質問状

子どもたちの健やかな成長と民主的な学校教育の充実のために、日頃より御尽力いただいていることに対して心から敬意を表します。

さて、2016年度（平成28年度）使用宮城県立中学校教科用図書（社会科（歴史的分野））の採択に関して、教育現場に多大な悪影響を及ぼすことが危惧される問題点がみられましたので、下記のとおり、質問いたします。

つきましては、2016年4月30日まで、宮城県教職員組合宛に文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

- (1) 平成27年8月7日に開催された第869回宮城県教育委員会定例会および平成27年8月20日に開催された第870回宮城県教育委員会臨時会において、「平成28年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について」の審議を「秘密会として」行ったのはなぜか。また、開示請求に応じて開示した会議録において、発言者の氏名を匿名としたのはなぜか。

会議録では、その理由として、「非開示情報等が含まれているから」としているが、ここでいう「非開示情報」とは何か。

基本的に教育委員会での審議は、県民に対し公開の場で行われるのが原則であり、「非開示情報」は人事に関する処分等の個人情報に限定されなければならないはずである。しかし、本件の場合、「非開示情報」にあたるものは、審議における「発言者の氏名」以外に見当たらない。

発言者氏名を非開示とする理由について「行政文書部分開示決定通知書」では、「氏名が特定された場合、その発言内容により発言した委員個人に対する働きかけが行われ、その結果、将来の同種の事務事業において、委員の率直な意見交換や中立性が損なわれるなど、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため」と述べている。

しかし、非開示としない判断をしている教育委員会が現に多数存在するわけであり、「委員個人に対する働きかけ」の可能性を持って非開示とすることに客観的根拠や法的根拠がある訳ではない。そもそも「委員個人に対する働きかけ」が行われるか否かは不確定な要素であり、しかも「働きかけ」が行われる可能性は教育委員会の審議すべてに対して起こりうることである。「働きかけ」を理由とする教育委員会の論理でいくと、教育委員会の審議はすべて非開示とし得ることになってしまう。

制度上、「非開示」の決定権が教育委員会にあるのだとしても、安易に「非開示」の決定をし、教育委員会での自分達の発言を、自分達で「非開示情報」と決定し、匿名のもとでしか意見が言えない教育委員であるとするならば、県民の税金から報酬を受け取る教育委員としての資格もないと言わざるを得ない。少なくとも教育委員とは、任命されるに当たって、県議会の承認の必要な人事であり、住民の直接請求によって解職されることのある役職であり、県民に対する職務の透明性・可視性が必要であることに明確に反する行為だと考えるが如何だろうか。

百歩譲って、文部科学省の「教科書採択の留意事項」の「公正確保」の項の「静ひつな採択環境の確保」を理由に「秘密会」としたとしても、採択が終わったあとの現在に至っても、未だに会議録の発言者の氏名を匿名としたままなのは、あり得ないのではないかと。いかなる「委員個人に対する働きかけ」があろうとも、「率直な意見交換や中立性」がいささかも損なわれない資質を持った人のみが教育委員になり得るのであって、損なわれる可能性があるから秘密会でしか話もできない人物は、そもそも教育委員になる資格もないことを表明していることになるのではない

か。

現在も非開示としている姿勢は、上記の文部科学省「教科書採択の留意事項」の「開かれた採択」の項で「教科書の採択を行った後は、採択結果・理由など、採択に関する情報を積極的に公表することが重要です。」にも反するし、宮城県教育委員会自身が出した「教科書の採択に係る基本方針」の「5 各採択権者は、…、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること」に自ら反していることになるのではないか。

まして、今回の決定のように、宮城県の県立学校の教科書の採択にあたっては全く前例のない、学校の判断を覆す判断を、「教育委員会の判断と責任のもと」で行うことが大切だと、自分たちで何度も強調しておきながら、発言者の氏名を「非開示情報」として匿名としたままなのは、卑怯としか言いようがないのではないか。

平成23年度以降、前年度採択した教科書をそのまま採択し続けるだけなのにも拘わらず、秘密会で審議をし続けてきたのも、今回の準備を計画的に進めてきたからではないのだろうか。教科書採択を専決事項としていた時ですら、質問する委員名はきちんと公表していたのに、審議事項にしてからは秘密会とするのでは、審議をする資格もないと言わざるを得ないが如何か。

- (2) 宮城県教育委員会「教科書の採択に係る基本方針」の「4 教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配慮し、開かれた採択の推進に努めること。」に基づき、具体的にどのような方法で、保護者等の意見を把握したのか。

宮城県教育委員会が上記の方針を示し、文部科学省「教科書採択の留意事項」にも「例えば、教科書展示会に意見箱等を設置して保護者等の希望等を把握するなどの取組も考えられます」とあることから、市町村教育委員会はアンケート等により、保護者等一般の人々の意見を把握する取組をした上で、教科書採択を行った。

しかし、宮城県教育委員会は、宮城県教科用図書選定審議会の審議会委員20名中の2名をPTA代表（宮城県PTA連合会副会長、仙台市PTA協議会副会長）としている以外に、何の取組もしていないように見受けられるが如何か。

もし、そうであるとすると、保護者等の意見の把握はほとんどしないまま、自分たちだけで、「教育委員会の責任と判断」による採択を進めたことになるが如何か。

- (3) 「平成28年度使用教科用図書（中学校）選定資料 社会科（歴史的分野・公民的分野）別冊」において、歴史的分野については「神話・伝承等を含めた日本の文化や伝統に関する内容」「我が国の領域をめぐる問題に関する内容」「北朝鮮による日本人拉致に関する内容」の3項目を、また、公民的分野については「天皇に関する内容」「自衛隊に関する内容」「我が国の領域をめぐる問題に関する内容」「北朝鮮による日本人拉致に関する内容」の4項目を、各教科書の「記述の概要」を書き出す項目に選び、それ以外の項目は選ばずに、資料を作成したのはなぜか。

また、わざわざ、「(参考) 近現代の歴史的事象で通説的な見解が存在しない内容」と銘打って、「南京事件」についての「記述の概要」を書き出す形で資料を作成し、「(参考) 政府の統一的な見解に関する内容」と銘打って、歴史的分野で「東京裁判」「慰安婦問題」、公民的分野で「日本の戦後処理」についての「記述の概要」を書き出す形で資料を作成したのはなぜか。

そもそも、都道府県教育委員会がいくつかの観点を選定して「比較資料」を作成し、市町村教育委員会に提示していくことは、「観点が一面的になって教科書採択の公正さを保つ面で問題が生じる」と、2013年7月19日の宮城県議会文教警察委員会の参考人招致で、「中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願」（同年2月27日「新しい歴史教科書をつくる会宮城県支部」提出、同年10月31日宮城県議会本会議採択）の請願者側の参考人の石井昌浩氏（元東京都国立市教育長）ですら指摘したように、教科書採択の公正さを根幹から脅かす手法である。

不当な内容ではあるが、上記請願が宮城県議会本会議で採択されてしまったので、何らかの「比較資料」を宮城県教育委員会が作成しようと考えたのであろうが、何の条件も付けなければ、比較する項目の選定は無数に可能である。

しかし、教育委員会として比較する項目を選定する以上、なぜその項目を選定しそれ以外の項目を選定しないのか、特に公正さの観点にたって十分に説明する責任があると考えるが如何か。

また、宮城県教育委員会「教科書の採択に係る基本方針」にある「学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科書を採択する」ためという視点に立って、比較する項目を選定するのが当然のことではないのか。

今回、宮城県教育委員会が調査研究事項として選定した項目は、特定の政治的立場に立って選定したとしか考えられない極めて偏った項目の選定であり、特定の教科書会社に有利に働くように考えられた、公正さの欠片もない選定ではないか。

特に、「神話・伝承を含めた日本の文化や伝統に関する内容」を調査研究項目に取り上げた理由として宮城県教育委員会は、「学習指導要領の内容の取扱い」で「神話・伝承などの学習を通して当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせること」が求められているからと書いているが、本当は、別冊資料作成のきっかけとなった請願の請願者が、「国民誰しもの当然の常識としてあるべき初代天皇である神武天皇」のことが東京書籍と帝国書院の教科書に書かれていないと問題視したことに、宮城県教育委員会が迎合したからではないのだろうか。

個人として何を「常識」と考えるかは勝手だが、教科書採択は「学習指導要領」に沿って行われなければならないので、そこで、歴史的分野だけで27項目ある「学習指導要領の内容の取扱い」の中の一つに過ぎない「考古学の成果を活用するとともに、神話・伝承などの学習を通して当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること」の中から、「考古学の成果を活用するとともに」と書かれている部分は、伝説上の人物の「神武天皇」にとって都合悪いので除外して引用したきただけなのではないだろうか。

「学習指導要領の内容の取扱い」に書かれているということ調査研究項目の選定理由とするなら、他に26項目ある中から、「朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌ」だとか、「大正デモクラシーの時期の政党政治の発達、民主主義思想の普及、社会運動の展開」といった部分から、「朝鮮との交流」「アイヌ」「大正デモクラシー」などを調査研究項目に選んでもよいはずであり、そうした項目を調査研究項目にせず、「神話・伝承」を選んだ理由は何一つ説明されていないのではないのか。

また、歴史的分野・公民的分野を合わせて7項目についてだけを、「記述の概要」について書き出す調査研究項目にしている中で、「我が国の領域をめぐる問題に関する内容」「北朝鮮による日本人拉致に関する内容」については、両方の分野で項目に選定していることは、この点だけを偏重しているといわざるを得ない。

「我が国の領域をめぐる問題に関する内容」を選定した理由として、「H26. 1. 28付け文科省通知において中学校学習指導要領解説の地理歴史及び公民の一部改訂」で領土に関する教育の充実が求められているからという点を、わざわざ「」の中の部分にアンダーラインを引いて（調査項目の設定理由の解説でここ一カ所だけ）まで挙げているが、この通知は、学習指導要領「解説」の一部改訂をしたものに過ぎず、学習指導要領本体の改訂の重点とされているわけではない。従って、この通知があることのみをもって調査研究項目の一つとして扱う理由とはなり得ないのではないのか。また、この通知を持って調査研究項目の一つにするのであれば、同通知にある「自然災害における関係機関等の役割に関する教育の充実」についても項目として取り上げなければならないのではないのか。

さらに、「北朝鮮による日本人拉致に関する内容」については、学習指導要領に直接の記載は全くないトピックスの一つに過ぎない。この項目を調査研究項目にした理由として、歴史的分野では、「近現代の学習の一層の充実を図るとともに、公民的分野の学習との連携を図りながら我が国の主権や人権問題を正しく理解するために」という点をあげているが、「近現代の学習の充実」と「公民的分野との連携」という理由なら、文科省が保護者向けの「学習指導要領のポイントがわかるパンフレット」の中の「社会の進展に対応した教育の充実」の中で取り上げている「環境教育の充実：持続可能な社会をつくることの重要性」の方が適しているのではないだろうか。

「領土」「神話・伝承」「北朝鮮による日本人拉致」「天皇」「自衛隊」、宮城県教委が調査研究項目に選定した項目を並べてみると、「国家主義」「ナショナリズム」に直結する項目のみが並んでいることが明らかである。

また、(参考)「近現代の歴史的な事象で通説的見解が存在しない内容」として「南京事件」について調査研究項目に加えているが、「南京事件に通説的見解が存在しない」という見方自体が一つの政治的主張であり、(参考)「政府の統一な見解に関する内容」として「東京裁判」「慰安婦問

題」「日本の戦後処理」を調査研究項目に加えていること共々、何の理由も示すことなく、ただ、安倍政権の意向に迎合する項目選定といわれても仕方がないのではないか。

いやしくも、都道府県教育委員会が選定するならば、学習指導要領の重点に合わせて選定するなどの客観性が必要なのではないか。その点からすると、文科省が保護者向けのパンフレットの中で「学習指導要領のポイント」と説明している「環境教育」「消費者教育」「裁判員制度」の方が優先されるべきで、「伝統や文化」であれば、「世界文化遺産」や「国宝」の方が、「神話」より優先されてしかるべきではないのか。

特に、学習指導要領の理念「生きる力」に直接関わる「社会的な事項について、資料を読み取って解釈し、考えたことについて根拠を示しながら説明したり自分の意見をまとめた上で、お互いに意見交換をしたりする活動」に関する調査研究項目が全くなく、教育内容だけを調査研究項目としていることが間違っているのではないか。

(4)「平成28年度使用宮城県立中学校教科書採択について」の審議において、前回の「一括審議のあと一括採択」と異なり、今回は「種目ごとの審議・採択」を行ったが、「社会 歴史的分野」の審議のみを特別に一番最後に審議することとしたのはなぜか。また、「社会 歴史的分野」についてのみ事務局が補助資料「社会科（歴史的分野）教科書採択にあたって〈特色〉」を作成したのはなぜか。

この質問をする理由を、「社会 公民的分野」との対比において説明したい。「社会 歴史的分野」と「社会 公民的分野」の両分野の採択には共通点が多く、別冊資料「平成28年度使用教科用図書（中学校）選定資料 社会科（歴史的分野・公民的分野）別冊」が作成されて教科書採択の審議が行われたこと、「教科別教科評価書」で仙台二華と古川黎明が別々の教科書を一番高評価としたこと、しかも古川黎明が一番高評価とした教科書が「帝国書院」であることまでも共通している。

それなのに「社会 歴史的分野」の審議は、教育長の「歴史的分野については、議論がさらに必要であると思うので、審議は一番最後に行って、議論を深めることとしてはどうか。」の提案が了承され、一番最後に審議されることになった。両分野の違いは、「教科別教科評価書」で仙台二華が一番高評価とした教科書が、歴史的分野が「育鵬社」で公民的分野が「教育出版」という点以外にはないのに、なぜ公民的分野が一番最後に回すこともなく、すんなり両校の希望する教科書を別々に使用することが認められたのに、歴史的分野のみ一番最後に審議を回すことにしたのか、理由は仙台二華が「教育出版」等ではなく「育鵬社」を一番高評価としているからということになるのだが如何か。審議に入る前から両校共通で「育鵬社」を「教育委員会の判断と責任のもとで」使用せると決定することを予定していたから、このような審議の順番にしたのではないのか。違うのであれば合理的な説明を求めたい。

また、8月7日の定例会の最後に教育長が「歴史については、最初の議論の中で一つにする方向も考えるということであった。高い評価については、2冊の教科書が上がっているが、改めて事務局として歴史分野に関する教科書の特色についてまとめたものを用意する。」と発言し、8月20日の臨時会に補助資料が提示された。

しかし、7日の定例会の最後の時点では、数学、美術、保健体育、技術・家庭（家庭分野）についても「教科別教科評価書」で仙台二華と古川黎明が別々の教科書を一番高評価とした状態で、次回に採択の審議が行われることになっていた。数学等4教科の教科書についても「教育委員会の判断と責任」において両校共通の教科書を採択する可能性があったのに、社会（歴史的分野）についてのみ補助資料を作成したのはなぜか。

確かに、7日の最初の議論で一人の議員が「歴史的分野については、両校共通の教科書を選択すべきではないかと考えている」と発言しているが、この発言は教科書採択の審議を「一括採択」にするのか「一教科・種目ごとの審議・採択」とするのかを教科ごとの審議に入る前に話し合っている場面で一委員の意見として述べられただけに過ぎない。もし、この発言を理由として、歴史的分野のみ「教育委員会の判断と責任」において両校共通の教科書とする可能性があるから補助資料を作成することが決定されたのだとすると、数学等4教科については、審議に入る前から両校別々の教科書を認めることが決まっていたということになるのではないか。

上記の、審議の順番の変更と補助資料の作成の決定から見て、他の教科は両校別々とするこ

を認めるが、「社会 歴史的分野」については、「教育委員会の判断と責任」で「育鵬社」を両校共通の教科書とすることを、委員長・教育長・高校教育課長・一部の委員で審議前から打ち合わせしてあったのではないか。

(5)「教育委員会の判断と責任」で学校の「教科別教科評価書」と異なった判断をする場合があるとしても、学習指導要領に反する審議や理由で採択することは、あってはならないのではないか。

文科省「教科書採択の留意事項について」で、確かに「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり、教職員の投票によって採択教科書が決定されるなど、教育委員会の不明確になるような採択の手続は適当ではありません」と「教育委員会の判断と責任」の重要性についても述べているが、そのための調査研究は、「学習指導要領で示す目標を十分に踏まえているかなど、内容を考慮した十分なものであることが必要である」とどんな判断でも許されているわけではないと釘をさしている。そして何よりも宮城県教育委員会が自身が「教科書の採択に係る基本方針」の一番目の中で「学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科書を採択すること」と述べている。

しかし、会議録の審議内容と、公表された「採択理由」「教育委員長コメント」には、明らかに学習指導要領に反する点が見られるので指摘しておきたい。

ア「義務教育」という理由で、一面的な社会の見方を身に付けさせることを目的として教科書を選択したことは、中学校学習指導要領の社会科の教科の目標「広い視野に立って」「多面的・多角的に考察」に反し、ひいては学習指導要領の基本理念「生きる力」を身に付けさせることに反するのではないか。

会議録によると審議は下記のようにすすむ

「あくまでも義務教育、中学生の社会の中の歴史なので、偏見を抱くことなく日本や世界の流れを認識できれば良い」

「私も義務教育で学ぶ歴史的分野であるので、日本人として生まれたことに誇りを持ち、幸せを感じられるような流れということに重きを置いて選定すべきと考える」という意見を受け、

委員長が、「これまでの意見としては義務教育に相応しい、グローバル化の中で日本を語れる生徒に育てて欲しい。日本人として幸せに生きていく方向性を見つけて欲しいとの御意見があったが、それらを踏まえて「両校共通」として良いか、ご意見はあるか。」と結論を出そうとするが、反論があったため議論は続き、

「本来は、義務教育なので歴史でも公民でも全てが一つの教科書で良いと思う。」という、歴史と公民は国定教科書であるべきだという意見も出て採決が行われていく。

しかし、中学校学習指導要領の社会科の教科目標には

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者としての必要な公民的資質の基礎を養う。と書かれており、特に「広い視野に立って」「多面的・多角的に考察」という部分は、小学校の教科の目標には記されていない部分である。

会議録から明らかなように、「義務教育」を使って、小学校と中学校の学習方法・学習内容に違いがあることを無視し、義務教育段階・中学校段階では、「日本人として生まれたことに誇りを持ち、幸せに感じられるような流れ」のみを身に付けさせることが歴史・公民教育の目的とすべきだという、「一面的な社会の見方」を身に付けさせようとする意見が相次ぎ、それ以外の「多面的・多角的な考察」は「偏見を抱く」恐れがあるので排除しようとする意見、国定教科書を使用すべきという意見まで見られる。

個人として意見を持つことは自由だが、学習指導要領の理念に沿った教科書を採択するための教育委員の発言が、中学校学習指導要領の教科目標に反しているのでは、お話にならない。社会科の教科の目標の「広い視野に立って」「多面的・多角的に考察」という部分に反することは明らかである。よって、「育鵬社」の採択という審議結果も見直さなければならないことは明白であ

る。

イ 宮城県教育委員会が使っている「グローバル」の意味は何か。中学校学習指導要領の「国際協調と国際平和の実現」の趣旨や仙台二華・古川黎明の海外語学研修の目的と矛盾する意味で「グローバル」という言葉を使用しているのではないか。シンガポール・オーストラリアを海外語学研修の研修地としている県立中学校で使用される歴史教科書として、本当に「帝国書院」より「育鵬社」がふさわしいと説明できるのか。

今回の採択においては、「採択理由」の中で「特に、グローバル人材の育成という県立中学校に共通する方針を踏まえ、自分の生まれ育った日本の特徴をよく知り、自信と誇りを持って故郷を説明できる知識が必要であることから」と記し、「教育委員長コメント」でも「グローバル人材の育成という県立中学校に共通する方針を踏まえ」「グローバルな人材を育てるには、自分が生まれ育った日本の特徴をよく知り、自信と誇りを持って説明できる知識が必要」と述べているように、「グローバル」という言葉が強調されている。

会議録によると、宮城県教育委員会のいう「グローバル」とは「日本人として生まれたことに誇りを持ち、幸せに感じられるという立場に立って、海外の人に、日本のことを説明できる」ということのようにであり、そのためにふさわしい教科書として「育鵬社」を採択したということのようである。

仙台二華と古川黎明は、確かに両校とも、「希望する教科書を定めるための視点」の中で、「グローバル」という言葉を使っているが、それは、「国際社会で求められる論理的な思考力を身に付け、グローバルな視野を養う。」という文脈の中においてである。

「自信」「誇り」「幸せ」といった情緒的な面から「日本」をとらえ説明するという宮城県教育委員会のいう「グローバル」とは一致しないのではないか。

特に具体的な問題として指摘しておきたいのは、両校は、「グローバル」「国際理解」という視点に立って、中学3年次に、仙台二華はシンガポール、古川黎明はオーストラリアへの海外語学研修を行っていることである。

日本は、第二次世界大戦中、この両国と戦ったり、進出侵略をしたという歴史がある。中学校社会科（歴史的分野）の学習指導要領の内容の取扱いで、第二次世界大戦中については、「我が国が多くくの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、…我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させ、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること」と述べている。日本が受けた被害についてだけでなく、相手に多大な被害を与えた「加害」についてもきちんと学習した上で、「国際協調と国際平和の実現に努める」姿勢を養うことの重要性が述べられている。

こうした具体的な視点に立って、別冊資料で調査研究事項として取り上げている「南京事件」の記述の概要について、「育鵬社」と「帝国書院」を比較してみたい。

「このとき、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出た（南京事件）。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている」（育鵬社）

「南京では、兵士だけでなく多くの民間人が殺害された（南京事件）。この事件は、諸外国から非難されたが、戦争が終わるまで、日本国民に知らされなかった。死者数をふくめた全体像については、調査や研究が続いている。」（帝国書院）

「南京では、兵士だけでなく、女性や子どもをふくむ多くの民間人が殺害され、諸外国から「日本軍の蛮行と非難されました（南京虐殺事件）。しかし、このことは戦争が終わるまで、日本国民には知らされませんでした。（帝国書院 現行本の記述）」

「我が国がアジア諸国の人々に多大な損害を与えたこと」についてきちんと記述するという点では、現行本よりは後退したとはいえ、「帝国書院」の方が「育鵬社」よりすぐれている。中国系住民の多くいるシンガポール・オーストラリアに海外語学研修に行く子どもたちの使う教科書として、「育鵬社」の方が「帝国書院」よりふさわしいという判断は明らかに間違っているのではないか。間違っていないと、シンガポールやオーストラリアの人々に対しても説明できるというのだろうか。

(6) 県立中学校の教科書採択の実務を高校教育課が担当するのは不適切ではないか。

県立中学校の教科書採択に関する実務に関しては、これまでの県立学校の教科書採択に関する実務を高校教育課が担当してきたというこれまでの経緯から高校教育課が担当してきたのだろうが、「一括審議のあと一括採択」であれば高校教育課が担当したままで構わないと思うが、「教育委員会の判断と責任」で行う今回のようなケースになると、きちんと「中学校学習指導要領」を踏まえた審議・資料作成が必要となり、高校教育課にはその担当能力がないことは今回のケースで明らかである。「教育委員会」として、今回の判断をしている点から見ると、義務教育課にその担当能力があるか疑わざるを得ない面もあるが、まずはきちんと義務教育課が担当して学習指導要領をふまえた審議にするためにふさわしい形の資料作成を行うべきではないのか。

以上

子どもと教科書みやぎネット21

代表委員

本郷

弘

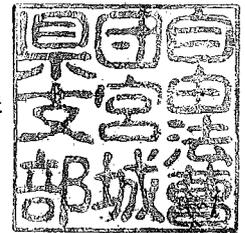


自由法曹団宮城県支部

支部長

小野寺

義象



新日本婦人の会宮城県本部

会長

佐々木ゆきえ



みやぎ教育文化研究センター

所長

菅井

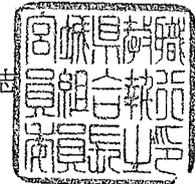


宮城県教職員組合

執行委員長

村上

智志



宮城県高等学校・障害児学校教職員組合

執行委員長

高橋

正行



宮城県歴史教育者協議会

会長

本郷

弘



民主教育をすすめる宮城の会

代表

太田

直道



平成２９年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の実施について

１ 日程等について

※ 今年度実施分については、県・市共同。来年度実施分から県・市別に実施。

- (１) 受付期間 4月22日（金）～5月19日（木） 28日間
- (２) 第1次選考 7月23日（土）、24日（日）
筆記試験会場：仙台一高、仙台二華中・高、仙台三桜高、県工業・第二工業高、東京海洋大学
実技試験会場：仙台市立荒町小、長町南小、旭丘小、富沢小、仙台二高
- (３) 第2次選考 9月16日（金）・17日（土）または
9月19日（月）・20日（火）
会場：宮城県総合教育センター、仙台市教育センター
- (４) 第1次選考発表 8月29日（月）午前10時
第2次選考発表 10月27日（木）午前10時

２ 選考要項における昨年度からの変更点について

- (１) 第1次選考の筆記試験会場を仙台第三高等学校から仙台第一高等学校に変更。
・地下鉄東西線の開業等を踏まえアクセスの良さを考慮。
- (２) 原則として「電子申請」での出願
・要項の「Ⅲ出願方法・提出書類 1出願方法」の説明中の「書面による申請も可とする」という表現を、「電子申請が困難な場合は、教職員課へ問い合わせを行う」に変更。
・インターネット環境等により、やむを得ない事情の場合に限り、書面による申請を認めるものとし、その場合、従来通り郵送（簡易書留）でのみ提出を求め、出願締切日の消印有効とする。
- (３) 第1次、第2次選考における非常時対策
・選考要項に緊急の場合の連絡方法を明記。
(昨年度は受験者に配布する「受験上の注意」にのみ記載。)

３ 採用者数の見込みについて

平成２９年度選考は、540名程度の採用数を予定している。

(内訳：小学校280名程度、中学校160名程度、高校85名程度、養護教諭15名程度、
栄養教諭若干名)

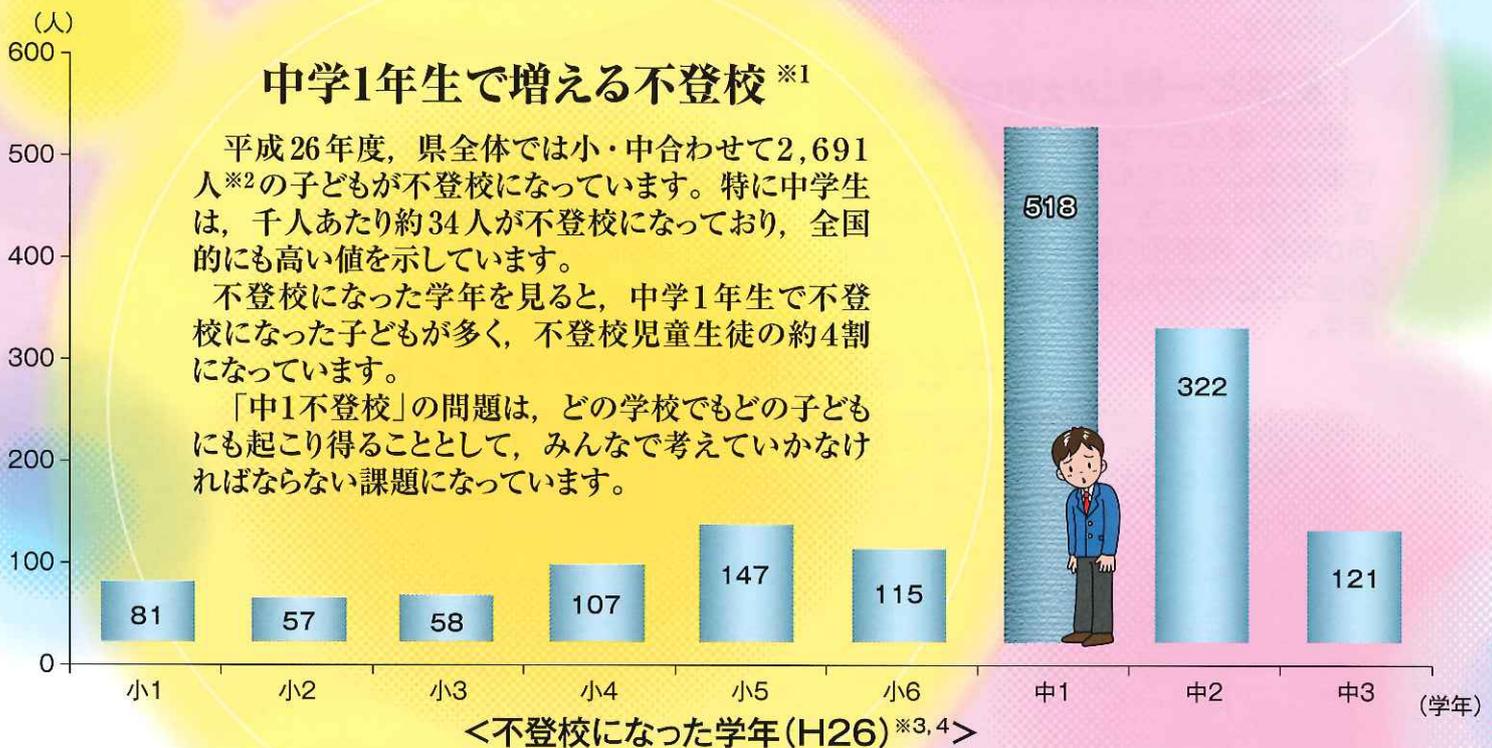
(参考) 平成２８年度選考は、565名程度の採用予定と表記。

充実した中学校生活に向けて

—— 子どもとの関わり方に困ったときのために ——

このリーフレットは、これから、中学校に入学されるお子さまに、有意義な学校生活を送っていただくことを願い、保護者の皆さま向けに作成したものです。

本格的に思春期を迎える中学生の特徴や学校での生活を理解し、お子さまとの関わり方や困った時の参考にしていただきたいと思います。



※1 「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）と定義され、年間の不登校に係る欠席が30日以上の場合となります。（平成27年度学校基本調査の手引より）

※2 平成26年度「児童生徒問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、宮城県内の国、公、私立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む。）の不登校数は、2,691人でした。

※3 対象は仙台市を除く公立小・中学校（平成26年度宮城県小・中学校不登校追跡調査結果より）

※4 「不登校になった学年(H26)」とは、平成26年度において不登校の状態になっていた児童生徒が初めて不登校になった学年を示しています。

■中学校へ入学するお子さんをもつ保護者の皆さまへ■

県教育委員会では、全国的にも高い在籍者比率（出現率）になっている不登校を改善するため、有識者等による「宮城県不登校対策推進協議会」を立ち上げ、不登校を生まない魅力ある学校づくりについて協議してまいりました。

その中では、中学1年生で不登校になる子どもが多いことに着目し、「学校を支援する体制整備を充実させること」「『中1不登校を改善するための4つの視点※5』に係る実践を充実させること」「子どもの声を聴き、ほめ・認める授業づくりと子どもが互いに認め合う学級づくりを進め、魅力ある学校づくりに取り組むこと」の重要性を確認し、「不登校解消に向けた3つの提言」としてまとめたところです。

保護者や地域社会、関係機関が手を携え、「チーム学校」として協働していくことが、子どもたちが抱える問題を改善し、「魅力ある学校づくり」を進めるものと考えます。保護者の皆さまにもチーム学校の一員として、学校とともに子どもたちの成長を支えていただきたいと思います。（平成28年3月 宮城県不登校対策推進協議会）

※5

(1) 小・中学校間の情報の申し送りや交流活動等による小・中連携の取組の更なる充実を図る。

(2) 家庭や地域社会、関係機関との連携を積極的に進める。

(3) 不登校対応担当教員を校務分掌上に明確に位置付けるとともに、情報共有の仕組みや組織的な支援体制を整備する。

(4) 児童生徒の変化を丁寧に見取り、的確にアセスメント（見立て）することによって、効果的な支援計画を立てる。

中学校時代はこんな時期

① 「自分さがし」をする時期です。

「自分とは何か」を考え、周囲と自分とを比較することで「自分」を確かめようとする時期です。その中で自分と他人との違いに気づき、優越感や劣等感、自己嫌悪の中で揺れ動き、不安定になることがあります。

② 大人(保護者)と「距離を置き始める時期」です。

まだまだ大人(保護者)に頼りたいという思いと、大人(保護者)から離れ、自分でやってみたいという思いが葛藤する時期です。そのため、ときには大人(保護者)に反抗し、無視・反発等の言動に出ることもあります。

③ 「友達と一緒に」が大切な時期です。

親から離れる不安から、友達と一緒に行動することに安心感を求めようとします。そのため友達への相談が多くなる傾向があり、保護者の言うことよりも、友達の言うことの方が大切に思えることもあります。

中学校時代は、「思春期」真っただ中です。「思春期」とはホルモンの分泌が活発になり、体だけでなく、心にもいろいろな変化が見られます。

親からの自立と親への依存の間で揺れながらも、大きく成長していく時期なのです。

中学校に入學すると、小学校ではなかったこと、初めて経験することがいろいろあります。制服の着用や教科担任制、部活動、先輩・後輩の関係、学習内容や学習方法の違い、定期テストなど、毎日が初体験の連続です。

中学生にとって、部活動はとても重要なものです。部活動を通じて大切な友人ができたり、先輩・後輩とのつながりを強く意識するようになります。



子どもとの関わり方のポイント

● 子どもの声に耳を傾け、愛情を込めて声をかけましょう。

子どもとの会話が少なくなることは、保護者にとって大変寂しいことです。また、時には子どもが無視や反発をすることもあります。保護者としては、このような態度を見て戸惑うこともあります。子どもの成長と受け止め、その成長をしっかりと見守ることが大切です。

愛情豊かに子どもの心を支えることで、子どもは、

- ・自分は親に大切にされていると感じます。
- ・親への絶対的な信頼感を持ち、安心します。
- ・何があっても大丈夫と思えるようになります。

● 自分で考え、判断し、行動する場面をつくりましょう。

- そして、必要なときにはしっかり教えましょう。
- ・考える力や正しく判断する力が養われます。
 - ・社会生活を送るためのスキルが身に付きます。
 - ・心のよりどころを得て、挑戦しようとしています。

「もう、大人でしょ。」と突き放したり、「まだまだ子どもね。」とからかったりするのは禁物です。見守る関わり方が基本ですが、ひどく苦しんでいるときや問題が起こったときなど、ここぞというときには本気で支えてあげましょう。

「教えること」と「見守ること」のバランスが大切です。



● 認め、励まし、自信をもたせましょう。

学習やスポーツなどの結果がよかったことしか認めてあげないと、結果を出さなければ認められなくなる不安や苦しさを常に抱えます。やがて他の子が力を伸ばしたり、自分自身が伸び悩んだりすると、自信がもてなくなり、自己肯定感や活動意欲が低下し、不登校へのリスクが高まります。失敗したことやできなかったことを含めて、わが子を無条件に受け入れ、良い面を認めるようにしていけば、様々な状況の変化にも揺らぐことのないたくましい心が育まれます。

Q1 子どもが学校に行きたがらなくなったら親はどう対応すればいいのですか？

学校との連携が必要です。まず、学校に相談してください。学校は、相談内容に応じて、支援チームを立ち上げるなど、お子さんが安心して登校できるような支援方法を検討し、実施します。

その際、お子さんの興味・関心、現在の様子、お子さんの言動で気になっていたことなどについて、学校の担当者に伝えてください。不登校の原因は本人にも分からない場合が多いのですが、多くの情報があれば有効な対応策を立てやすくなると思われます。

こんなとき、
どうしたらいいの？

Q4 いじめにあい、学校に行けなくなりました。どうしたらいいのでしょうか？

いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されることではありません。学校はいじめられている子どもを徹底して守り、いじめを解消するために、全教職員で対応する体制をつくっていますので、安心して学校に相談してください。

いじめを解消するためには、事実をしっかりと調査することが大切です。家庭での様子やいじめに気付いた経緯等を学校の担当者に伝えてください。

また、お子さんの心と身体の安全を最優先に考え、お子さんが安心して登校できる環境になっているか、学校と確認しながら、お子さんの心が回復するのを待つことも必要です。



Q2 月に1、2回は必ず学校を休みます。不登校なのではないでしょうか、どう対応したらよいのでしょうか？

どんなときに学校を休むのでしょうか。例えば、特定の教科のあるとき、行事のとき、友達とトラブルがあったとき、先生に何か言われたときなど、どんなときに休みたくなるのかということ振り返りながら、お子さんの気持ちに寄り添ってみてください。

そして、登校できた日には、休みたい気持ちを登校する気持ちに、自分で切り替えられたことをほめてあげましょう。お子さんにとっては月1、2回の休みを取ることが、心の元気を回復するために必要な時間なのかもしれません。

いずれにせよ、学校の担当者との連絡を取り合い、必要に応じてスクールカウンセラーの教育相談等も活用しながら、学校と連携して対応していくことが大切です。



Q3 学校で友だちとうまく遊べず、常にケンカになったりします。先生からも「友だちとのトラブルが多い。」と言われます。最近、学校に行きたがらなくなりましたが…。

言動が乱暴で、よく友達とトラブルになる子どもは、他の子どもからも排斥されることが多いと思われます。

しかし、一見わがままで、自己中心的なものとして受け取られがちな言動も、見方を変えれば「本当は友だちが欲しい、仲良くなりたい、人に認められたい。」という思いがありながら、自己表現が上手くいかず困っている状態であると理解することもできます。

まずは、学校での言動やそのときの気持ちについてお子さんと話し合い、学校と協力しながら、友達との関わり方を具体的に教えることが必要です。必要に応じて、専門家のカウンセリングや医師の診察を受けながら、学校と協力して対応していくことも有効です。

Q & A

Q5 相談機関への相談、カウンセリングは受けた方がいいのですか？

家族だけで悩み、行き詰まり、支援の主役となるべき保護者自身が疲労したり、今後の展望をもてなくなってしまつては大変です。家庭に新しい風を入れてみる、保護者自身が支えられるという意味でも、相談機関に相談してみることは有効です。相談機関は、県総合教育センター、適応指導教室、民間の相談機関などいろいろありますから、4ページを参考にしてください。

子どもの良き相談相手になってあげましょう。

不登校の早期発見チェックポイント

✓	お子さんの様子
	朝食の時、表情が暗かったり、食が進まなかったりする。
	朝起きるのが遅くなり、ふとんからなかなか出てこない。
	着替えやトイレに時間がかかる。
	登校時刻になると、頭痛、腹痛、発熱などを訴える。
	月曜日や休み明けなど、特定の曜日に学校に行きたがらない。
	夕方や休みの日になると、活動が活発になる。
	夜遊び、夜ふかしが増え、朝起きられないことが多くなる。
	学校や勉強のことを言うと、ひどく不機嫌になる。
	部屋に閉じこもりがちになる。
	わざと憎まれ口をきいたり、嫌がることをしたりするようになる。
	友人関係に変化が見られる。

このような様子が気になったら、お子さんの話にじっくりと耳を傾け、相談にのってあげましょう。



学校にも様子を伝え、安心して登校できるよう支援方法を共に考えましょう。

不登校等に関する相談ダイヤル

不登校相談ダイヤル ☎022-784-3567

宮城県総合教育センター不登校・発達支援相談室(りんくるみやぎ)
月曜日～金曜日9時～16時 面談は要予約/担当の指導主事と臨床心理士が対応します。

24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310

24時間いつでもつながり、いじめ問題など子供のSOS全般に、担当指導主事や臨床心理士、専門相談員等が対応します。

児童相談所

臨床心理士と専門の職員が対応します。相談内容に応じて面談も行います。
月曜日～金曜日8時30分～17時15分(祝日、年末年始を除く/ただし緊急の場合は時間外でも対応)

中央児童相談所 ☎022-784-3583

担当区域：塩竈市 白石市 名取市 角田市
多賀城市 岩沼市 刈田郡 柴田郡
伊具郡 亶理郡 宮城郡 黒川郡

北部児童相談所 ☎0229-22-0030

担当区域：栗原市 大崎市 加美郡 遠田郡

東部児童相談所 ☎0225-95-1121

担当区域：石巻市 登米市 東松島市 牡鹿郡

東部児童相談所 気仙沼支所 ☎0226-21-1020

担当区域：気仙沼市 本吉郡

少年相談電話(宮城県警察本部少年課) ☎022-222-4970

20歳未満の少年の非行や問題行動についての相談
24時間年中無休

いじめ110番(宮城県警察本部少年課) ☎022-221-7867

20歳未満の少年のいじめに関する相談
24時間年中無休

教育事務所

県内7か所の教育事務所では、専門カウンセラーと在学青少年育成員が不登校をはじめ学校生活に関わる様々な相談に対応しています。電話相談の他面談も可能です。(要予約)
8時30分～17時15分(土、日、祝日、年末年始は休み)

大河原教育事務所	☎0224-53-3111(内線570)
仙台教育事務所	☎022-275-9111(内線2515)
北部教育事務所	☎0229-91-0701(内線578)
栗原地域事務所	☎0228-22-2139(直通)
東部教育事務所	☎0225-95-7949(直通)
登米地域事務所	☎0220-22-6111(内線665)
南三陸教育事務所	☎0226-24-2573(直通)

けやき教室

不登校の子どもたちの自立支援を行っている施設で、県内に9か所あります。専門の指導員が電話相談、来所相談に対応し、施設見学や体験通所にも対応しています。月曜(火曜)日から金曜日 9時(8時30分)～15時(15時30分)

仙南けやき教室(火～金 9時～15時)	☎0224-27-2001
塩竈市けやき教室(月～金 9時～15時)	☎022-364-5141
黒川けやき教室(火～金 9時～15時)	☎022-725-3755
大崎けやき教室(火～金 9時～15時)	☎0229-23-8525
栗原市けやき教室 (月～金 8時30分～15時30分)	☎0228-42-1158
登米市けやき教室(月～金 9時～15時)	☎0220-34-7401
石巻市けやき教室(火～金 8時30分～15時)	☎0225-22-4157
気仙沼市けやき教室(月～金 9時～15時)	☎0226-24-0766
七ヶ浜町学校教育支援センター (火～金 9時～15時)	☎080-8221-5802

※ 本リーフレットに関するお問い合わせは、宮城県教育庁義務教育課指導班までお願いします。(TEL 022-211-3646)

平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について

1 総括

		全 日 制 課 程		定 時 制 課 程	
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度
中学校卒業予定者数（平成27年5月1日現在）		21,723	21,756	—	—
募 集 定 員 (a)		14,760	14,920	1,000	1,000
併設型中学校から併設型高等学校への入学 (b)		196	154		
前期選抜	募集人数	4,842	4,828	308	308
	出願者数	8,346	7,968	204	230
	出願倍率	1.72	1.65	0.66	0.75
	欠席者数	34	31	6	7
	受験者数	8,309	7,927	198	223
	受験倍率	1.72	1.64	0.64	0.72
	合格者数 (c)	4,619	4,627	141 (2)	163 (0)
連携型選抜	募集人数	106	142	(注) ()内数字は、社会人特別 選抜合格者数で内数	
	出願者数	63	95		
	合格者数 (d)	53	92		
後期選抜	募集人数	9,892	10,047	859	837
	出願者数	12,259	12,228	294	340
	出願倍率	1.24	1.22	0.34	0.41
	特例措置出願	0	1	0	0
	欠席者数	145	190	4	11
	受験者数	12,114	12,039	290	329
	受験倍率	1.22	1.20	0.34	0.39
	合格者数 (e)	9,187	9,243	246	302
第二次募集	募集人数	710	809	613	535
	出願者数	216	243	110	112
	受験者数	213	243	104	109
	合格者数 (f)	200	212	84	93
全 合 格 者 数 (b+c+d+e+f)		14,255	14,328	471	558
充 足 率 (%) ((b+c+d+e+f)/a *100)		96.6	96.0	47.1	55.8

		通 信 制 課 程 (一 期)		通 信 制 課 程 (二 期)	
		平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度
入学者選抜	募集定員	450	450	50	50
	募集人数	450	450	385	398
	出願者数	116	102	9月受付	31
	受験者数	115	102	9月実施	30
	合格者数	115	102	9月実施	30

2 学科別出願者数・合格者数等

(1) 全日制課程

	学 科	募集定員	前期選抜			後期選抜			中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数	合格率	出願者数	合格者数	合格率			
1	普通	9,400	5,049	2,650	52.5	8,433	6,184	73.3	241	91	9,166
2	農業	720	497	256	51.5	518	402	77.6	—	9	667
3	工業	1,560	1,065	594	55.8	1,249	922	73.8	—	7	1,523
4	商業	1,200	646	428	66.3	844	644	76.3	8	46	1,126
5	水産	240	127	96	75.6	137	116	84.7	—	11	223
6	体育	120	177	84	47.5	66	37	56.1	—	—	121
7	英語	80	54	28	51.9	88	52	59.1	—	—	80
8	家庭	120	92	42	45.7	84	73	86.9	—	—	115
9	看護	40	15	12	80.0	45	28	62.2	—	—	40
10	理数	200	113	78	69.0	143	122	85.3	—	—	200
11	美術	40	58	20	34.5	20	20	100.0	—	—	40
12	総合	960	400	300	75.0	592	551	93.1	—	31	882
13	福祉	40	20	15	75.0	18	16	88.9	—	3	34
14	災害科学	40	33	16	48.5	22	20	90.9	—	2	38
	計	14,760	8,346	4,619	55.3	12,259	9,187	74.9	249	200	14,255

※ 中高一貫教育進学者数は、連携型選抜合格者数と併設型中学校から併設型高校への進学者数を合わせたもの

(2) 定時制課程

	学 科	募集定員	前期選抜			後期選抜			中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数	合格率	出願者数	合格者数	合格率			
1	普通	760	187	127	67.9	268	227	84.7	—	72	426
2	工業	240	17	14	82.4	26	19	73.1	—	12	45
	計	1,000	204	141	69.1	294	246	83.7	—	84	471

3 地区別出願者数・合格者数等(全日制課程)

	地 区	募集定員	前期選抜			後期選抜			中高一貫教育 進学者数	第二次募集 合格者数	全合格者数
			出願者数	合格者数	合格率	出願者数	合格者数	合格率			
1	刈田・柴田	1,280	684	428	62.6	907	779	85.9	—	37	1,244
2	伊 具	280	89	70	78.7	167	162	97.0	—	13	245
	南部地区	1,560	773	498	64.4	1,074	941	87.6	—	50	1,489
3	亶理・名取	1,000	558	301	53.9	944	686	72.7	—	9	996
4	仙台南	2,400	1,624	712	43.8	2,392	1,583	66.2	102	2	2,399
	中部南地区	3,400	2,182	1,013	46.4	3,336	2,269	68.0	102	11	3,395
5	仙台北	2,920	1,760	904	51.4	3,067	2,017	65.8	—	—	2,921
6	塩 釜	1,160	752	361	48.0	1,198	796	66.4	—	2	1,159
7	黒 川	520	183	174	95.1	445	342	76.9	—	—	516
	中部北地区	4,600	2,695	1,439	53.4	4,710	3,155	67.0	—	2	4,596
8	大 崎	1,280	641	378	59.0	780	668	85.6	94	37	1,177
9	遠 田	440	257	147	57.2	276	226	81.9	—	28	401
10	登 米	600	367	194	52.9	434	370	85.3	—	9	573
11	栗 原	560	275	191	69.5	293	274	93.5	—	30	495
	北部地区	2,880	1,540	910	59.1	1,783	1,538	86.3	94	104	2,646
12	石 巻	1,640	908	578	63.7	950	906	95.4	—	25	1,509
13	本 吉	680	248	181	73.0	406	378	93.1	53	8	620
	東部地区	2,320	1,156	759	65.7	1,356	1,284	94.7	53	33	2,129
	総 計	14,760	8,346	4,619	55.3	12,259	9,187	74.9	249	200	14,255

4 学力検査の結果

(1)前期選抜

教科別得点・総点の平均及び最高等

(満点は各教科とも100点)

	項目/教科等	国 語	数 学	英 語	総 点
全 日 制	平 均	59.7	47.7	55.6	162.9
	最 高	94	100	100	284
	最 低	0	0	0	4
	前年度平均	69.7	52.0	65.2	186.9
定 時 制	平 均	35.4	14.9	17.4	67.3
	最 高	82	58	61	177
	最 低	2	0	1	10
	前年度平均	42.0	16.2	25.9	84.1

(2)後期選抜

教科別得点・総点の平均及び最高等

(満点は各教科とも100点)

	項目/教科等	国 語	数 学	社 会	英 語	理 科	総 点
全 日 制	平 均	65.4	44.4	61.1	61.6	50.5	283.0
	最 高	98	98	99	100	97	464
	最 低	3	0	0	1	0	21
	前年度平均	60.0	54.5	65.1	68.7	59.2	307.6
定 時 制	平 均	35.4	11.4	29.3	20.0	22.4	118.5
	最 高	79	50	70	88	57	316
	最 低	0	0	6	0	0	32
	前年度平均	30.8	15.3	33.7	28.9	28.8	137.5

5 東日本大震災に係る対応

入学者選抜手数料の免除申請者数(下段は出願者数に対する割合)

	前期選抜・ 連携型選抜	後期選抜	第二次募集	合計
平成28年度入試	1,286 (14.9 %)	1,647 (13.1 %)	43 (13.2 %)	2,976 (13.8 %)
平成27年度入試	1,413 (17.0 %)	1,872 (14.9 %)	68 (20.3 %)	3,353 (15.8 %)

気仙沼高等学校のスーパーグローバルハイスクール（SGH）指定について

1 事業概要

- (1) 事業目的：急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養，コミュニケーション能力，問題解決力等の国際的素養を身に付け，もって，将来，国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成する。
- (2) 指定期間：5年間（平成26年度から始まった文部科学省による委託事業）
- (3) 支援金額：平成26年度 15,000千円／年，平成27年度以降 10,000千円／年
- (4) 指定校数：

指定年度	全国の指定校数
平成26年度	56校（国立4校，公立23校，私立18校）
平成27年度	56校（国立7校，公立31校，私立18校）
平成28年度	11校（国立1校，公立8校，私立2校）
計	123校（国立12校，公立73校，私立38校）

- (5) 本県のこれまでの指定状況：2校（県立1校，私立1校）

- 仙台二華中学校・高等学校（H26年度指定）
『北上川，メコン川をフィールドとした世界の水問題解決への取組』
- 仙台白百合学園中学・高等学校（H27年度指定）

2 【新規指定校】気仙沼高等学校の取組の構想

- 気仙沼高等学校（平成28年度指定）

『海を素材とするグローバルリテラシー育成

～東日本大震災を乗り越える人材をめざして～』

- (1) 目的：海洋問題に係る協働型学習を中心とするプログラムによりグローバルリテラシーを育み，地域から世界に直接アクセスし，対話によって合意を形成し行動できるグローバルリーダーを育成する。
- (2) 概要：水産業の拠点，東日本大震災の被災地，「森は海の恋人」運動等の気仙沼地域の特徴と，地域の伝統校として有する人の繋がりを生かしながら，学校の学習活動を，課題解決型学習に転換し，地域と世界に共通する課題としての海洋問題に多面的にアプローチする協働型の探究的な学習プログラムを実施する。また，大震災やその以降の経験を素材として，特に多様性，協働性，行動力を養成する学習プログラムに取り組み，日本や世界の動きを見据えたグローバルな観点から未来の社会像を創造し，その実現に向けて協働的に行動できる，スケールの大きな復興の担い手の育成を図る。
- (3) 具体的な取組：
 - グローバル課題「海洋問題」について，「海と防災」，「海と産業」，「海と人間」，「海と文化」，「三陸の自然」の五領域から，地域の課題に対して，グローバルな思考によって課題解決を目指す課題研究
 - 大震災の経験を素材とした，特別講義，ワークショップ，台湾研修における防災比較研究，アクティブラーニング型防災学習等の震災・防災学習
 - 地域社会や世界規模で価値の高い生き方，自己を活かす生き方を探究する進路学習を通して，自己理解，職業理解，学問研究を通じた進路設計力を養う志教育
 - 問題解決型学習指導法やパフォーマンス評価法等の研究を継続的・発展的に繰り返していく，らせん型研修システムの構築

海を素材とするグローバルリテラシー育成

～東日本大震災を乗り越えられる人材をめざして～

目的 海洋問題に係る協働型学習を中心とするプログラムによりグローバルリテラシーを育み、地域から世界に直接アクセシブルな人材を育成する



海を活かす
世界の中で地域を活かす
思考力豊かな人材

海でつながる
異文化を理解し他者と協働できるコミュニケーション力豊かな人材

海と生きる
大震災の経験を活かして社会に貢献し行動力豊かに未来に生きる人材

協働型学習プログラム

○海洋問題を多面的にアプローチする協働型の探究的な学習プログラム
・ 課題研究を中心とするすべての教科学習
・ 課題研究・・・5つの研究領域「海と防災」「海と産業」「海と人間」「海の文化」「三陸の自然」

1 学年「地域社会研究」
・ 科学的探究の手法の習得
・ 地域課題の理解

2 学年「課題研究Ⅰ」
・ 科学的探究活動
・ 海外研修（台湾研修）
・ 和文での論文作成

3 学年「課題研究Ⅱ」
・ 課題研究Ⅰを深化・発展
・ 科学的探究活動を深化・発展
・ 英語での口頭発表、論文作成

東日本大震災復興プログラム

○大震災の経験を素材としてスケールの大きな復興の担い手を育成するプログラム
・ 震災・防災学習・・・自衛隊と連携したアグイテラニング型防災学習、震災防災の研究成果の発信
・ 地方創生につながる学習・・・地域の自治体・復興支援NPO等との連携
・ 志教育・・・社会の中で、自己を活かす生き方を探究する進路学習

スモールステップ・アプローチ

○目標資質・能力を細分化・構造化してスモールステップで養成する手法
・ 活動ごと・学年ごとに指導観点・評価基準を明確化し、指導と評価を一体化
・ 英語教育の推進（英語コンテストとGTEC全員受検の活用）

ダイレクトラーニング・アプローチ

○「本物」と接する活動で生徒の意欲を喚起し感性を磨く手法
・ 最先端研究者による特別講義、フィールドワークで「本物」との出会いを実現
・ 海外研修（台湾研修）や国内外交流活動

教員専門性開発アプローチ

○学習指導法・評価法等の研究・開発・実践
・ らせん型教員研修システムの構築
・ アクティブラーニング型授業法や問題解決型学習法、学習の習慣化指導の研究

グローバルリテラシー
思考
多様性・コミュニケーション力
協働性・行動力

【連携】
気仙沼市 気仙沼市教委
市内小中学校 地区内高校
SGH・SSH指定校 若狭高校

【連携大学】 東北大、宮城教育大、
宮城大、東北工業大、東京大学、
東京海洋大
【海外連携】 台湾師範大学付属高
級中学校の予定

【海外研修】
台湾
(台南地域の大学と調整中)

【海外交流・短期留学】
台湾、
米国ホーレスマンスクール
ドイツなど
在日留学生との交流

【協力】
気仙沼市内企業・NPO
自衛隊宮城地方協力本部

【評価】
SGH運営指導委員会
宮城県教育委員会

交通遺児等教育手当支給要領の改正について

1 改正の概要

交通事故又は海難事故により、父母が死亡した児童生徒（小学生・中学生）の養育者に対して支給している交通遺児等教育手当について、交通遺児等が複数いる場合の支給額を変更するもの。

(1) 改正前

- 交通遺児等が1人の場合は月額3,000円、2人以上の場合は1人増える毎に月額1,000円を加算。

(2) 改正後

- 交通遺児等1人につき月額3,000円を支給する。

2 平成28年度当初予算額

	金 額	備 考
月額分支給総額	2,052,000円	・ 57名×3千円×12月
一時金支給総額	未 定	・ 寄附金額に応じて決定 ^(※) (参考) 平成27年度寄附実績 12件 1,845,169円

※ 交通遺児等教育手当への寄附金額が、年間支給予定額を上回った場合、「上回った金額を交通遺児等の数で除して得た金額」を、一時金として支給する。

平成27年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について

- 1 調査対象 宮城県内公立小・中・高等学校（全日制課程のみ）全学年男女児童生徒
- 2 調査時期 平成27年5月～10月中旬
- 3 調査方法 文部科学省「新体力テスト実施要項」に基づき9種目の測定データを収集

【測定種目】

- ①握力（筋力） ②上体起こし（筋力・筋持久力） ③長座体前屈（柔軟性） ④反復横とび（敏捷性）
 ⑤20mシャトルラン・⑥持久走（全身持久力） ⑦50m走（走能力/スピード）
 ⑧立ち幅とび（跳能力/瞬発力） ⑨ソフトボール・ハンドボール投げ（投能力/巧緻性，瞬発力）
 ※ 中高校生は20mシャトルラン，持久走のどちらかを選択して実施する。
 ※ ソフトボール投げは小学生，ハンドボール投げは中高校生で実施する。

4 調査結果の概要〔別冊「平成27年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書」参照〕

（1）校種別の平成27年度と平成26年度（前年度）の結果比較から【報告書P1】

区	分	握力		上体起こし		長座体前屈		反復横とび		20m シャトルラン		持久走		50m 走		立ち幅とび		ボール投げ	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
小学校	1	—			+	+		—	—		+			—		—	—		
	2	—				+	+	—	—		+			+	+	—		—	
	3		—			+			—	+	+			+	+		—		
	4	—				+	+	—	—						+	—	—		
	5		—	—		+	+	—	—										—
	6	—		—	+		+		+		+				+				—
中学校	1	+				+	+	+		+		+		—		+			—
	2	—		—		—			+	—						—			—
	3						+	+	+		—		—		+		+	—	—
高等学校	1		+	—			+	+	+	+									
	2	+	+				+	+	+		—			+	+		+	—	—
	3		+	+	+	+		+	+	+					+	+	+	—	

【表の記号について】

- ・ **+** は明らかに向上した測定項目である。
- ・ **—** は明らかに低下した測定項目である。
- ・ 空欄は，有意な差はみられない測定項目である。

校種	低下種目の割合	維持種目の割合	向上種目の割合	
小学校	28.1% (11.5%)	47.9% (65.6%)	24.0% (22.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 向上種目の割合よりも低下種目の割合が高くなっている。 ・ 握力，反復横とびは低下している学年が多い。 ・ 長座体前屈，50m走は向上している学年が多い。
中学校	22.2% (14.8%)	53.7% (48.2%)	24.1% (37.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低下種目の割合よりも向上種目の割合が高くなっている。 ・ ボール投げは男女で低下している学年が多い。 ・ 反復横とびは向上している学年が多い。
高等学校	9.3% (16.7%)	48.1% (50.0%)	42.6% (33.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低下種目の割合よりも向上種目の割合が高くなっている。 ・ ボール投げは低下している学年が見られる。 ・ 反復横とびは全学年男女で向上している。

(2) 中長期的結果比較から【報告書 P8～】

- ① 中期経年変化（平成 18 年度～平成 27 年度 小 5・中 2・高 2 男女）結果比較から
小学校において、男女とも握力とボール投げは継続的に低下傾向を示している。また、長座体前屈は男女とも向上傾向が見られる。
中学校において、小学校同様に、握力とボール投げが継続的に低下傾向を示している。上体起こし、反復横とび、50m走は男女とも向上傾向が見られる。
高等学校においては、男子で握力、長座体前屈で低下傾向が見られるが、上体起こし、反復横とび、50m走は男女とも向上が見られる。
- ② 長期経年変化（昭和 39 年度～平成 27 年度 小 5・中 2・高 2 男女 50m走）の結果から
昭和 63 年度をピークに平成 12 年度まで低下していたが、それ以降は低下に歯止めがかかり、向上傾向も窺わせたものの、平成 21 年度以降再び低下傾向を示した。平成 24 年以降は、その低下傾向に歯止めがかかりつつある。中・高等学校については向上傾向を示している。

5 課題と取組の方向性【報告書 P10～】

(1) 課題

- ① 小学生に運動習慣を身に付けさせる取組が求められる。
 - ・ 一週間の総運動時間が全国平均より短い。
 - ・ 一週間の総運動時間が 60 分未満の児童の割合が全国よりも高い。
- ② 学校の組織的な取組がより一層望まれる。
 - ・ 「体力運動能力向上に係る取組」をした学校の割合が全国の割合よりも低い。
 - ・ 「生活習慣改善に係る取組」をした学校の割合が全国の割合よりも低い。
- ③ 被災地においては、今後も工夫した取組が必要である。
 - ・ 被災地においては、未だに運動環境が整わない学校が多数ある。
 - ・ 児童生徒の運動量を確保するため、独自の取組を行っている学校においては成果を上げている。

(2) 取組の方向性

- ① 児童生徒の「体力・運動能力向上」のため、「正しい生活習慣」と「運動習慣」の確立に取り組む。
 - ・ 「運動習慣」の確立のため、児童生徒が「運動が好き」になるような各種取組を進める。
 - ・ 「正しい生活習慣」の確立のため、学校と家庭が連携を図り、児童生徒が規則正しい生活を送れるよう支援する。
- ② 学校における取組と家庭における取組を明確にしつつ、連携を深める。
 - ・ 学校においては、「体育の授業」及び「健康教育」の充実を図るとともに、「教員の資質向上」を図る。
 - ・ 家庭においては、児童生徒の「規則正しい生活」及び「食事の充実」に心がけるとともに、「休日の親子遊び」を促進する。
- ③ 体力・運動能力向上のため、「肥満」や「むし歯」といった健康課題についても併せて取り組む。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが自分の身体に関心を持たせ、食事・睡眠・運動の大切さを理解させる。
 - ・ 体力カードや健康保健調査票等により、学校と家庭が児童の健康状況についての情報交換を行うなど連携を図る。

教育庁関連情報一覧（平成28年3月15日～平成28年4月13日）

○『みやぎ総文2017・南東北インターハイ開催500日前PRイベント』を開催

みやぎ総文2017及び南東北インターハイの開催について広く県民へ周知するPRイベントを行い、多くの人達にステージ発表や作品展示を見てもらうとともに、創造の短冊づくりに参加してもらった。

【概要】

日時 平成28年3月19日（土）

①作品展示：午前9時から午後9時

②ステージ発表：午前11時から午後3時

場所 イオンモール名取

内容 ①作品展示

絵画：宮城野高等学校，仙台二華高等学校，東北生活文化大学高等学校

写真：白石高等学校，白石工業高等学校，名取北高等学校

書道：名取高等学校，名取北高等学校

②ステージ発表 大河原商業高等学校吹奏楽団，塩釜高等学校少林寺拳法部

古川黎明中学校・高等学校吟詠剣詩舞愛好会，仙台西高等学校合唱部

（担当：全国高校総体推進室，全国高校総合文化祭推進室）



○多賀城高等学校災害科学科が開設

東日本大震災から学んだ教訓を次世代に伝承するとともに、今後国内外で発生する災害から1人でも多くの命とくらしを守ることでできる人材を育成するため、平成28年4月から多賀城高等学校に災害科学科が新設され、その開設式を開催した。

【概要】

日時 平成28年4月8日（金） 午後2時50分から

式場 多賀城高等学校 体育館

生徒数 1学年（普通科）241名，（災害科学科）38名， 合計279名

内容 ○記念講話

東北大学災害科学国際研究所 所長 今村 文彦氏

○生徒代表の誓いの言葉

その他 防災系学科としては、兵庫県の舞子高等学校環境防災科に次いで全国では2例目、県内では初めての設置となる。



（高校教育課）

○宮城県立支援学校女川高等学園が開校

小牛田高等学園，岩沼高等学園に続き，高等部の支援学校として3校目となる女川高等学園が平成28年4月に開校し，その開校式・入学式を開催した。

【概要】

日時 平成28年4月11日（月） 午後1時30分から
式場 宮城県立支援学校女川高等学園 体育館
学科 産業技術科
生徒数 第1学年 26名



(校章)



(特別支援教育室)

3

○宮城県立支援学校岩沼高等学園川崎キャンパスが開校

県内では初となる高等学校（柴田農林高等学校川崎校）を活用した，特別支援学校の分校として宮城県立岩沼高等学園川崎キャンパスを平成28年4月に設置し，その開校式を開催した。

【概要】

日時 平成28年4月12日（火） 午前10時から
式場 柴田農林高等学校川崎校 体育館
生徒数 第1学年 4名



(特別支援教育室)

4

○『みやぎ高校生春のマナーアップ・キャンペーン』を開催

J R東日本と連携し、仙台市交通局、宮城交通等の協力ののもと、高校生が駅や車内において乗車マナーの向上を図るためのキャンペーンを実施した。

【概要】

日程 平成28年4月13日(水)～4月14日(木)、5月9日(月)～6月10日(金)

場所 ①オーブニングセレモニー

4月13日(水) 7:30～7:40 JR仙台駅構内ステンドグラス前

②呼びかけ運動(乗降客への呼びかけ(高校生によるJR仙台駅構内放送を含む)と
ティッシュの配布)

4月13日(水) JR仙台駅構内、西口バスプール

4月14日(木) JR仙台駅構内、西口バスプール

5月9日(月)～6月10日(金) JR仙台駅を除く仙塩・県南地区のJR14駅

参加校 県内公私立高等学校 29校(予定)



(担当：高校教育課)

資料配付 (3)

平成28年3月高等学校卒業者の就職内定状況(3月末現在)について

	H27.3月末	H27.9月末	H27.10月末	H27.11月末	H27.12月末	H28.1月末	H28.2月末	H28.3月末	前年同月	増減 (当月-前年同月)
内定率	98.9%	44.0%	67.6%	84.1%	91.0%	93.8%	97.1%	99.0%	98.9%	0.1%
男子	99.3%	46.9%	69.7%	85.3%	92.2%	94.6%	97.7%	99.3%	99.3%	0.0%
女子	98.3%	40.3%	64.8%	82.4%	89.4%	92.7%	96.4%	98.6%	98.3%	0.3%
全国平均	97.5%	—	73.4%	—	90.0%	—	—	—	—	—

内訳

卒業生	19,917	19,839	19,827	19,808	19,790	19,779	19,774	19,753	19,917	-164	
進学希望者	14,900	14,628	14,689	14,761	14,790	14,767	14,728	14,706	14,900	-194	
臨時的仕事希望者	243	52	82	91	111	149	179	192	243	-51	
進路未定者	44	107	98	90	65	57	50	48	44	4	
就職希望者	4,730	5,052	4,958	4,866	4,824	4,806	4,817	4,807	4,730	77	
内訳	県内	3,845	4,247	4,103	3,986	3,942	3,919	3,915	3,900	3,845	55
	県外	885	805	855	880	882	887	902	907	885	22
	職安・学校紹介	4,098	4,198	4,224	4,227	4,227	4,221	4,217	4,209	4,098	111
	縁故・自営	265	167	178	192	193	204	226	235	265	-30
	公務員	367	687	556	447	404	381	374	363	367	-4
就職内定者	4,677	2,223	3,350	4,091	4,389	4,509	4,679	4,760	4,677	83	
内訳	県内	3,798	1,712	2,629	3,281	3,538	3,641	3,784	3,854	3,798	56
	県外	879	511	721	810	851	868	895	906	879	27
	職安・学校紹介	4,066	2,176	3,216	3,710	3,932	4,014	4,126	4,178	4,066	112
	縁故・自営	245	46	82	116	136	166	210	232	245	-13
	公務員	366	1	52	265	321	329	343	350	366	-16
就職未内定者	53	2,829	1,608	775	435	297	138	47	53	-6	
月間受験者数	71	4,153	1,074	695	330	177	168	70	71	-1	

【概況】※()内は前年同月

- ① 就職内定率 : 99.0% (98.9%)
- ② 進路希望の割合状況 : 進学 74.4% (74.8%) 就職 24.3% (23.7%)
臨時的仕事 1.0% (1.2%) 未定 0.2% (0.2%)
- ③ 就職希望者の割合 : 県内 81.2% (81.3%) 県外 18.8% (18.7%)
- ④ 県内外の内定率 : 県内 98.8% (98.8%) 県外 99.9% (99.3%)
- ⑤ 内定者の割合 : 県内 81.0% (81.2%) 県外 19.0% (18.8%)
- ⑥ 学科別内定率

学科別内定率	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	その他	総合学科
平成27年度	98.4%	99.7%	99.8%	99.7%	98.6%	99.1%	90.9%	98.8%
平成26年度	98.5%	100.0%	99.4%	98.8%	100.0%	95.1%	100.0%	99.0%

⑦地域別内定状況

地域別内定率	仙台	大和	石巻	塩釜	古川	大河原	白石	築館	迫	気仙沼
平成27年度	98.7%	100.0%	98.9%	96.9%	99.7%	98.8%	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%
平成26年度	98.6%	95.0%	98.1%	99.6%	99.5%	98.8%	99.6%	100.0%	99.6%	99.6%

⑧宮城労働局発表 県内求人倍率(2月末現在)(職安学校紹介のみ、ただし支援学校・通信制含む)

	22年3月卒	23年3月卒	24年3月卒	25年3月卒	26年3月卒	27年3月卒	28年3月卒
県内求人数	4,279	4,107	5,393	6,978	7,965	9,394	9,769
県内求職者数	3,540	3,520	3,076	3,519	3,544	3,462	3,497
求人倍率	1.21	1.17	1.75	1.98	2.25	2.71	2.79

第47回

宮城県図書館

子どもの本展示会



2015年に出版された
 児童書約 **1,800冊** を
 展示します!

©とよたかずひこ さく・え「とととーん ぼっ!」より 2015.6 鈴木出版 発行

平成28年

4月23日(土)~5月12日(木)

午前9時~午後7時(日祝は午後5時)※月曜日(4/25, 5/2, 5/9)は休館日です。

宮城県図書館 1階エントランスにて開催!

入場無料

問い合わせ: 宮城県図書館 資料奉仕部 児童・視聴覚班 子ども図書室
 Tel: 022-377-8447 Fax: 022-377-8491 [主催] 宮城県図書館

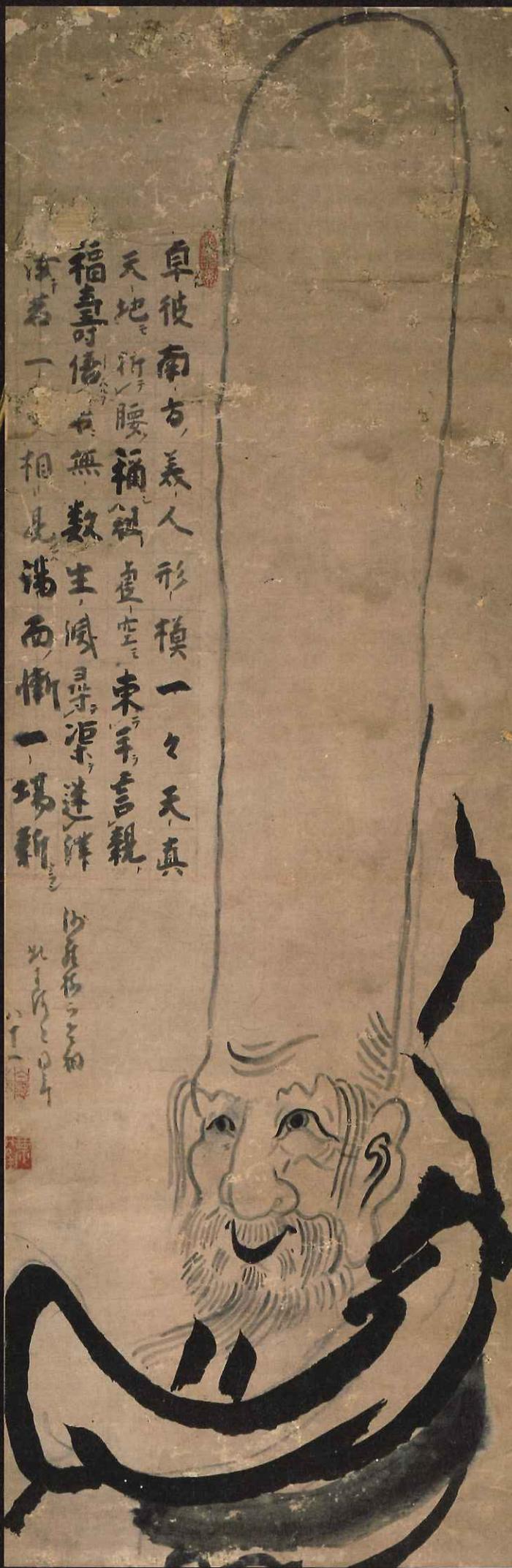
大震災復興祈念
臨濟禪師一五〇年遠諱記念
脚二五〇年遠諱記念
瑞巖寺国宝本堂修繕完成記念

現代によみがえれ、下化衆生の精神

大白隠展



(布袋吹於福) 双福のうち布袋(部分)
榮隆・法華寺歌(大洲市立博物館寄託)



卓彼南方、長人形、模一々天真
天地、折腰、福祿、虚空、東手、言親
福壽、徳、右、無、数、生、風、泉、源、迷、津
法若、一、相、是、湯、而、慚、一、場、新

(寿老人図) 宮城・瑞成寺歌



(布袋吹於福) 双福のうち布袋(部分)
榮隆・法華寺歌(大洲市立博物館寄託)

4月16日(土) ↓ 6月26日(日) 平成28年
二会場同時開催

東北歴史博物館

開館時間 9:30~17:00 (発券は16:30まで)
観覧料 一般(大学生を含む) 400円 20名以上の団体 320円
高校生以下無料

瑞巖寺宝物館

開館時間 8:00~17:00 (拝観受付は16:30まで)
観覧料 拝観料 大人(大学生、高校生を含む) 700円(600円)
小人(小中学生) 400円(300円) *は30名以上、(は100名以上の団体

〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1-22-1
Tel. 022-368-0106 <http://www.dhm.pref.miyagi.jp/>
交通案内 1 JR東北本線 同府多賀城駅より 仙台駅からは分
主催 大白隠展実行委員会(瑞巖寺、東園寺、満勝寺、東北歴史博物館)
後援 臨濟宗妙心寺派宮城福島教区 臨濟宗東福寺派第一教区
〒981-0213 宮城県宮城郡松島町松島字町内91
Tel. 022-354-2023 <http://www.zuijiganji.or.jp/>
交通案内 1 JR仙石線 松島駅より徒歩5分、JR東北本線 松島駅より徒歩20分
主催 京都・花園大学国際禅学研究所 特別協力 愛媛・法華寺

平成28年は臨濟禪師1150年遠諱、平成29年は日本臨濟宗中興の祖である白隠禪師の250年遠諱を迎えます。その白隠禪師の墨蹟書画を東日本大震災被災地で紹介し、被災者の方々の安寧と、復興に携わる方々の活力に繋がることを念願し企画するものです。

江戸中期の禅僧である白隠慧鶴は東海道原宿松蔭寺の住職で、公案(禅問答)を体系化し、多くの弟子を育成したことによって、臨濟宗中興の祖と称えられ「五百年間出」と呼ばれています。また、禅師は弟子の指導や信者の教化のために数万点とも言われる墨蹟書画を遺しています。これまで、白隠墨蹟の評価は高く、海外にもその名が知られていましたが、近年は花園大学元教授 芳澤勝弘先生の研究により、長年不明だった絵解きがなされるとともに、新出の白隠墨蹟が発見されることが多くなりました。

今回の展示は芳澤先生監修のもと、白隠禪師が活躍された沼津にて長年に亘り禅師の墨蹟を蒐集されてきた個人のコレクションを中心に、新出資料や地元宮城で秘蔵されてきたものを併せて白隠禪師の墨蹟書画200点余を、かつてないスケールで紹介するものです。



1—(七福神圖 三幅対) 個人蔵 2—(百壽字) 個人蔵 3—(楊柳觀音圖) 個人蔵 4—(雪中積徳圖) 満勝寺蔵
5—(親 墨字) 瑞巖寺蔵 6—(船上布袋圖) 個人蔵 7—(猿圖) 個人蔵



■付帯企画

東日本大震災復興祈念法要と
白隠展・白隠フォーラム

- 陸前高田会場 | 入場無料
日時:平成28年3月11日(金)
会場:華蔵寺(岩手県陸前高田市小友町門前23)
Tel.0192-56-2042
13:00~16:00 | 白隠展 * 一般公開
14:00 | 芳澤勝弘先生 展示解説
 - 仙台会場 | 入場無料
日時:平成28年3月13日(日)
会場:満勝寺(仙台市青葉区柏木3-5-13)
Tel.022-234-6858
9:00~16:00 | 白隠展 *
13:00 | 白隠禪師遠諱法要・芳澤勝弘先生講演会
 - 松島会場(瑞巖寺) | ※所定の拝観料が必要です。
日時:平成28年5月2・3・4日
14:30 | 白隠禪師に関する講話(吉田道彦老師)
日時:平成28年5月11日(水)
11:00 | 臨濟禪師・白隠禪師遠忌法要
- *「大白隠展」出品作品の一部が展示されます。

大白隠展

■関連行事

- 記念講演会
4月16日(土) 13:30~ 於:東北歴史博物館3F講堂
講師 芳澤勝弘先生(花園大学国際禅学研究所顧問)
演題 「現代によみがえれ、下化衆生の精神」
- 展示解説(多賀城会場)
毎週日曜日 14:00~ 於:東北歴史博物館特別展示室

東北歴史博物館 TOHOKU HISTORY MUSEUM

〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1-22-1 Tel.022-368-0106 Fax.022-368-0103
<http://www.thm.pref.miyagi.jp/>

[交通案内]

●JR線をご利用の場合
JR東北本線「国府多賀城駅」となり(仙台駅から14分)
JR仙石線「多賀城駅」から徒歩約25分またはタクシー約10分

瑞巖寺宝物館(青龍殿)

ZUIGAN-JI TREASURES MUSEUM

〒981-0213 宮城県宮城郡松島町松島字町内91 Tel.022-354-2023 Fax.022-354-5145
<http://www.zuiganji.or.jp/>

[交通案内]

●JR線をご利用の場合
JR仙石線「松島海岸駅」より徒歩5分/JR東北本線「松島駅」より徒歩20分